

第 6 部 地域生活と就労への支援

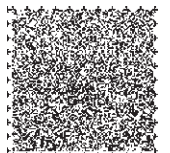
～ 奈良県障害福祉計画（第 2 期） ～

第 6 部では、障害者の地域生活と就労への支援及び障害福祉サービスなどの確保に関する事項について、障害者自立支援法第 89 条第 2 項に基づく「奈良県障害福祉計画」（第 2 期計画）として、数値目標とその達成に向けた取り組みを、人材育成も含めて定めるものです。

数値目標は、制度改正をはじめとする社会状況の変化に応じて、今後、所要の見直しをすることとします。

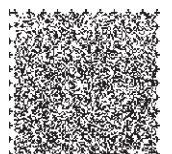
障害者自立支援法の施行により、従来の福祉サービス等の体系が見直され、身体障害者、知的障害者、精神障害者ごとに分かれていた体系が一元化されるとともに、更生施設や授産施設などの施設系サービスについては、サービス機能面に視点をおいた生活介護事業や就労継続支援事業などの新しい体系に変わりました。

なお、施設系のサービスについては、平成 23 年度末までに新体系に移行することになっており、また、これまで法定外事業であった小規模作業所についても、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターへの移行を促進することとしています。



目 次

1.	第1期計画の進捗状況及び評価	105
I	第1期計画の達成及び進捗状況	105
II	第1期計画の評価	113
2.	地域生活と就労への支援	114
I	地域生活への支援	114
1.	現状と課題	114
2.	数値目標（再掲）	115
3.	達成に向けた取り組み	116
II	就労への支援	118
1.	現状と課題	118
2.	数値目標（再掲）	119
3.	達成に向けた取り組み	120
3.	障害福祉サービス等の確保	122
I	障害者自立支援法のサービス体系	122
II	サービス見込量及び確保のための方策	123
1.	訪問系サービス	123
2.	日中活動系サービス	125
3.	居住系サービス	128
4.	地域生活支援事業	130
4.	人材育成	133
I	障害者ケアマネジメントによる相談支援に関する人材育成	133
1.	相談支援従事者研修（初任者・現任）	133
2.	サービス管理責任者研修	134
3.	圏域における研修	135
II	障害程度区分認定に関する人材育成	136
1.	障害程度区分認定調査員研修	136
2.	市町村審査会委員研修	137
3.	主治医研修	138
III	訪問系サービスに関する人材育成	139
(1)	重度訪問介護従事者養成研修	139
(2)	行動援護従事者養成研修	139
IV	コミュニケーション手段に関する人材育成	139



1. 第1期計画の進捗状況及び評価

I 第1期計画の達成及び進捗状況

ア. 数値目標の進捗状況

① 地域生活への移行

施設入所から地域生活移行へ

平成23年度末地域移行目標値	156人
平成20年10月1日までの地域移行者数	88人
平成21年10月1日までの地域移行者数(累計)	106人

退院可能精神障害者の退院

平成23年度末退院者数目標値	545人
平成20年6月30日までの退院者数	138人
平成21年6月30日までの退院者数(累計)	152人

平成17年10月1日に施設に入所していた人のうち、平成21年10月1日までに地域生活へ移行した人は、106人であり、平成23年度の目標値156人に対し、進捗率は67.9%となっています。

また、精神科病院の入院患者で、平成21年6月1日までに退院した人は、152人であり、平成23年度の目標値545人に対し、進捗率は27.9%と、達成するために必要な毎年の移行ペースを下回っている状況です。

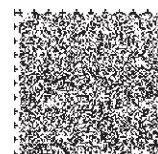
各施設や各精神科病院における地域生活移行への意識も少しずつ高まっておりますが、また、地域における支援体制も徐々に整備されてきておりますが、目標を達成するためには、地域生活を支援するシステムづくりなど、総合的な地域生活支援の取組みをより一層強力に進めていく必要があります。

※ 進捗率：23年度における数値目標に対する21年度実績（見込み）の割合

② 一般就労への移行

福祉施設から一般就労移行へ

平成23年度末一般就労目標値	74人
平成19年10月1日から1年間の一般就労移行者数	30人
平成20年10月1日から1年間の一般就労移行者数	14人



本県における、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日の 1 年間に 30 人と、平成 17 年度実績の 20 人に対し 1.5 倍に増えていますが、その後、平成 21 年 9 月 30 日までの 1 年間では 14 人と減少しています。社会経済情勢の悪化が原因と考えられますが、平成 23 年度の目標値 74 人に対する達成状況は大きく下回っています。

一方、障害者の職業紹介状況を見ると、平成 17 年度の就職件数 397 人、就職率 39.5%に対して、平成 19 年度は、432 人、43.2%と増加しており、また、求職登録者数も、平成 17 年度末 5,894 人に対し、平成 19 年度末 6,122 人と 228 人増加し、就業中の人も 3,296 人に対し、3,400 人と 104 人増加しましたが、その後、平成 20 年度は一旦減少し、平成 21 年度になって回復の兆しが伺えます。

また、18 年度の民間企業実雇用率 1.88%、雇用障害者数 1,103.5 人、雇用率達成企業の割合 55.1%に対し、平成 21 年 12 月には、2.00%、1,300 人、57.7%と増加しており、実雇用率及び雇用率達成企業の割合は、ともに全国平均を上回っています。

今後も、福祉・労働・教育等の就労支援関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害のある人やその家族等に対し、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図りながら障害のある人たちの一般就労を進めていく必要があります。

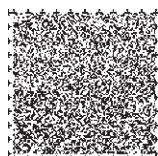
障害者の職業紹介状況

(件)

	17年度末			18年度末			19年度末		
	新規求職 申込件数	就職 件数	就職率	新規求職 申込件数	就職 件数	就職率	新規求職 申込件数	就職 件数	就職率
身体障害者	644	232	36.0%	550	263	47.8%	565	220	38.9%
知的障害者	227	117	51.5%	240	112	46.7%	232	148	63.8%
精神障害者	124	47	37.9%	159	61	38.4%	189	62	32.8%
その他の障害者	10	1	10.0%	18	6	33.3%	15	2	13.3%
計	1,005	397	39.5%	967	442	45.7%	1,001	432	43.2%

	20年度末			21年度末		
	新規求職 申込件数	就職 件数	就職率	新規求職 申込件数	就職 件数	就職率
身体障害者	631	229	36.3%	475	199	41.9%
知的障害者	252	125	49.6%	201	93	46.3%
精神障害者	179	71	39.7%	144	58	40.3%
その他の障害者	14	6	42.9%	23	3	13.0%
計	1,076	431	40.1%	843	353	41.9%

※ 奈良労働局とりまとめによる



障害者の求職登録状況

(人)

	求職登録者数											
				有効求職			就業者			保留中		
	17年度末	18年度末	19年度末	17年度末	18年度末	19年度末	17年度末	18年度末	19年度末	17年度末	18年度末	19年度末
身体障害者	3,702	3,466	3,623	1,141 30.8%	1,001 28.9%	867 23.9%	1,954 52.8%	1,886 54.4%	1,950 53.8%	607 16.4%	579 16.7%	806 22.2%
知的障害者	1,765	1,781	1,894	325 18.4%	364 20.4%	326 17.2%	1,237 70.1%	1,245 69.9%	1,302 68.7%	203 11.5%	172 9.7%	266 14.0%
精神障害者	396	446	563	211 53.3%	241 54.0%	238 42.3%	95 24.0%	98 22.0%	134 23.8%	90 22.7%	107 24.0%	191 33.9%
その他の障害者	31	37	42	14 45.2%	17 45.9%	15 35.7%	10 32.3%	12 32.4%	14 33.3%	7 22.6%	8 21.6%	13 31.0%
計	5,894	5,730	6,122	1,691 28.7%	1,623 28.3%	1,446 23.6%	3,296 55.9%	3,241 56.6%	3,400 55.5%	907 15.4%	866 15.1%	1,276 20.8%

	求職登録者数							
			有効求職		就業者		保留中	
	20年度末	21年度 (12月末)	20年度末	21年度 (12月末)	20年度末	21年度 (12月末)	20年度末	21年度 (12月末)
身体障害者	3,587	3,783	874 24.4%	934 24.7%	1,956 54.5%	2,026 53.6%	757 21.1%	823 21.8%
知的障害者	1,911	1,989	331 17.3%	352 17.7%	1,290 67.5%	1,296 65.2%	290 15.2%	341 17.1%
精神障害者	677	720	250 36.9%	280 38.9%	170 25.1%	185 25.7%	257 38.0%	255 35.4%
その他の障害者	45	58	16 35.6%	27 46.6%	11 24.4%	12 20.7%	18 40.0%	19 32.8%
計	6,220	6,550	1,471 23.6%	1,593 24.3%	3,427 55.1%	3,519 53.7%	1,322 21.3%	1,438 22.0%

有効求職: 求職登録者のうち就職が決定していない者

就業者: 求職登録者のうち被雇用者、自営業主、家族従業者として就業している者

保留中: 求職登録者のうち病気もしくは障害の悪化のため、当分の間、求職活動ができない者

※ 奈良労働局とりまとめによる

奈良県における民間企業の雇用状況

項目		平成18年6月1日	平成19年6月1日	平成20年6月1日	平成21年6月1日
実雇用率	奈良県	1.88%	1.81%	1.85%	2.00%
	全国	1.52%	1.55%	1.59%	1.63%
雇用障害者数	奈良県	1,103.5人	1,147人	1,180人	1,300人
	全国	283,750.5人	302,716人	325,603人	332,811.5人
雇用率達成企業の割合	奈良県	55.10%	55.20%	55.11%	57.73%
	全国	43.40%	43.80%	44.90%	45.50%

※ 民間企業: 常用労働者数56人以上

※ 奈良労働局とりまとめによる

イ. サービス見込み量の達成状況

① 訪問系サービス

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
県全体	時間分	41,730	42,563	102.0%
奈良圏域		17,500	16,429	93.9%
西和圏域		8,930	7,800	87.3%
中和圏域		8,606	10,172	118.2%
東和圏域		5,151	6,782	131.7%
南和圏域		1,543	1,380	89.4%

*「時間分」: 月間の総利用時間数

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要なサービスです。

平成 20 年度の利用実績は、県全体では平成 20 年度の計画値を上回っていますが、圏域別にみると奈良圏域 93.9%、西和圏域 87.3%、南和圏域 89.4%と達成率を下回っている状況です。

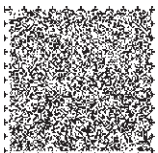
小規模の町村では、事業者の参入が少ないところも多く、参入の促進を図っていく必要があります。

※ 達成率：第1期計画の20年度におけるサービス見込量に対する20年度実績の割合

② 日中活動系サービス

県全体

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
生活介護	人日分	21,861	19,677	90.0%
自立訓練(機能訓練)	人日分	1,106	102	9.2%
自立訓練(生活訓練)	人日分	3,973	1,603	40.3%
就労移行支援	人日分	3,315	2,084	62.9%
就労継続支援(A型)	人日分	1,752	2,091	119.3%
就労継続支援(B型)	人日分	11,167	7,553	67.6%
療養介護	人分	25	21	84.0%
児童デイサービス	人日分	2,576	3,325	129.1%
短期入所	人日分	2,519	1,976	78.4%



奈良圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
生活介護	人日分	6,512	6,134	94.2%
自立訓練(機能訓練)	人日分	22	6	27.3%
自立訓練(生活訓練)	人日分	660	459	69.5%
就労移行支援	人日分	770	419	54.4%
就労継続支援(A型)	人日分	110	338	307.3%
就労継続支援(B型)	人日分	1,584	734	46.3%
療養介護	人分	10	8	80.0%
児童デイサービス	人日分	45	126	280.0%
短期入所	人日分	603	567	94.0%

西和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
生活介護	人日分	3,532	5,319	150.6%
自立訓練(機能訓練)	人日分	430	19	4.4%
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,038	293	28.2%
就労移行支援	人日分	498	575	115.5%
就労継続支援(A型)	人日分	673	311	46.2%
就労継続支援(B型)	人日分	2,516	2,102	83.5%
療養介護	人分	5	3	60.0%
児童デイサービス	人日分	1,005	1,419	141.2%
短期入所	人日分	527	413	78.4%

中和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
生活介護	人日分	4,917	3,305	67.2%
自立訓練(機能訓練)	人日分	345	69	20.0%
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,648	294	17.8%
就労移行支援	人日分	801	676	84.4%
就労継続支援(A型)	人日分	517	326	63.1%
就労継続支援(B型)	人日分	4,606	2,519	54.7%
療養介護	人分	5	4	80.0%
児童デイサービス	人日分	945	1,248	132.1%
短期入所	人日分	546	428	78.4%

東和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
生活介護	人日分	3,952	3,442	87.1%
自立訓練(機能訓練)	人日分	265	0	0.0%
自立訓練(生活訓練)	人日分	383	284	74.2%
就労移行支援	人日分	938	149	15.9%
就労継続支援(A型)	人日分	166	782	471.1%
就労継続支援(B型)	人日分	1,537	1,234	80.3%
療養介護	人分	4	5	125.0%
児童デイサービス	人日分	550	500	90.9%
短期入所	人日分	494	429	86.8%

南和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
生活介護	人日分	2,948	1,477	50.1%
自立訓練(機能訓練)	人日分	44	8	18.2%
自立訓練(生活訓練)	人日分	244	273	111.9%
就労移行支援	人日分	308	265	86.0%
就労継続支援(A型)	人日分	286	334	116.8%
就労継続支援(B型)	人日分	924	964	104.3%
療養介護	人分	1	1	100.0%
児童デイサービス	人日分	31	32	103.2%
短期入所	人日分	349	139	39.8%

*「人日分」:「月間の利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

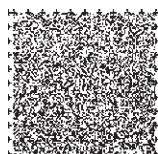
*「人分」:「月間の利用人数」

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス及び短期入所の9つに整理されます。

このうち、生活介護をはじめ7つのサービスについては、旧体系施設から新体系への移行が遅れていることもあり、県全体の平成20年度の利用実績は、就労継続事業（A型）及び児童デイサービス以外については、平成20年度の計画値を下回っています。

特に、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）については、当初の計画より、旧体系施設からの移行が遅れていることから、かなり低くなっています。

圏域別で見ると、中和圏域においては児童デイサービス以外すべてのサービスが計画より下回っています。また、奈良圏域や東和圏域では、就労継続事業（A型）が大きく上回る一方、南和圏域の生活介護や東和圏域の就労移行事業などが大きく下回っているなど、事業所の地域偏在が見られます。



障害のある人たちが安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援などの日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、サービス内容の周知を図りながら、旧体系施設の新体系サービスへの移行を促進するとともに、新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

③ 居住系サービス

県全体

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	444	318	71.6%
施設入所支援	人分	636	402	63.2%

奈良圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	177	95	53.7%
施設入所支援	人分	84	111	132.1%

西和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	122	78	63.9%
施設入所支援	人分	166	80	48.2%

中和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	64	74	115.6%
施設入所支援	人分	143	83	58.0%

東和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	42	44	104.8%
施設入所支援	人分	123	68	55.3%

南和圏域

	単位	第1期計画値 (20年度)	実績値 (20年度)	第1期計画の 達成率
共同生活援助 共同生活介護	人分	39	27	69.2%
施設入所支援	人分	120	60	50.0%

*「人分」:「月間の利用人数」

*旧法施設支援(入所)を含まない

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）及び施設入所支援に整理されます。

県全体の共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の平成 20 年度の利用実績は、平成 20 年度の計画値 444 人に対して 318 人で約 7 割程度となっています。圏域別では、中和圏域以外と東和圏域以外は当初の計画を下回っています。

共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）は、地域生活移行の受皿となる主要な住まいの場であり、今後も、より積極的な整備の促進が必要です。

また、施設入所支援は、奈良圏域は計画値を上回っていますが、他の圏域では全て下回っており、旧体系の施設から新体系への移行が遅れています。

④ 相談支援事業

相談支援事業

	単位	第 1 期計画値 (20 年度)	集計値 (20 年度)	第 1 期計画の 達成率
県全体	人分	1,199	877	73.1%
奈良圏域		362	277	76.5%
西和圏域		515	331	64.3%
中和圏域		189	122	64.6%
東和圏域		104	75	72.1%
南和圏域		29	72	248.3%

* 「人分」：「月間の利用人数」

障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害福祉サービスの提供体制を整備するだけでなく、障害のある人やその家族からの相談に応じて課題やニーズを把握し、必要な福祉サービスに関する情報提供やサービスの利用に関する連絡調整などを行う相談支援事業の充実が重要です。

相談支援事業の利用状況は、市町村間で相談件数のとらえ方や集計上の差異があることから、第 1 期障害福祉計画の達成状況を概括することは難しい状況ですが、今後は、各市町村における相談支援事業の充実・強化を支援し、相談支援事業におけるサービス利用計画の作成が促進されることで、相談支援事業の適正な評価と質的向上を図っていきます。

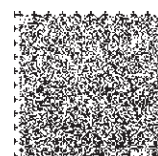
Ⅱ 第 1 期計画の評価

第 1 期計画は、障害者自立支援法の施行時期と重なり、新たな制度が始まったものの、その周知や障害福祉サービス事業所の新体系への移行等が充分ではなかったこと。また、平成 23 年度末における各数値目標の達成を目指す計画ながら、第 1 期計画のはじまりから実質的に 2 年程度の期間しかなかったことなども考慮すると、実績が 100%を超えるサービスが見受けられるとともに、地域生活への移行も目標値の 50%を超えているなど、取り組み実績として評価できる部分もあります。

しかしながら、入院中の退院可能精神障害者のうち、現に退院した者の数や自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）等のようにその達成率や進捗率が 50%を大きく下回っているものもあります。

また、この計画の基本理念である「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現」と「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあう地域社会の実現」を目指し、その進捗状況を把握するためには、数値目標とその達成状況だけではなく、質的な評価と向上が必要です。

このことから、県は、「障害のある人の生活の質の向上」、「障害のある人の社会参加と就労の促進」、「障害のある人の安心の確保」という 3 つの基本的視点に沿って、数値目標やサービス見込み量の実現を目指します。



2. 地域生活と就労への支援

I 地域生活への支援

○現状（平成 23 年度数値目標に対する達成状況）

- ・施設入所からグループホーム・ケアホーム等への地域移行する者の数
目標 156 人、平成 20 年 10 月 1 日までに地域移行した者 88 人、56.4%
平成 21 年 10 月 1 日までに地域移行した者 106 人、67.9%
- ・入院中の退院可能精神障害者のうち、退院を目指す者の数
目標 545 人、平成 20 年 6 月 30 日までに退院した者の数 138 人、25.3%
平成 21 年 6 月 30 日までに退院した者 152 人、27.9%

○課題

- ・グループホーム・ケアホーム等居住の場の設置が進まない
- ・障害者の地域移行に対する地域住民の理解が進まない
- ・障害特性に応じた支援及び相談支援体制の充実が必要
- ・地域生活を支える訪問系サービスの充実
- ・福祉、医療、保健及び教育との連携が必要

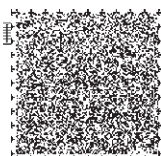
○取り組みが必要な事項

- ・地域生活を支える障害福祉サービスと精神障害者への支援の充実
- ・相談支援体制の整備
- ・重度心身障害児・者への支援
- ・発達障害者や高次脳機能障害者への支援
- ・虐待防止に対する取り組みの強化
- ・地域づくりの推進

1. 現状と課題

障害のある人の様々なニーズに対応し、支援を必要とする障害のある人の地域生活を支えるため、訪問系サービスの強化、グループホーム・ケアホームなどの居住の場の確保、自立した生活のための訓練の拡充及び退院可能な精神障害のある人の地域生活移行支援など障害福祉サービス等の充実が求められています。特に重度重複障害のある人が地域生活をしていくためには、福祉、医療、保健及び教育との連携の強化が求められています。また、発達障害や高次脳機能障害といった障害の特性に応じた支援も必要です。

地域移行の促進のためにはグループホーム・ケアホームなどの居住の場の確保は非常に重要ですが、本県においては、第 1 期計画の期間中、設置が進みませんでした。



この原因として、グループホーム・ケアホームの経営が苦しいこと、運営に必要な人員を確保することが困難なこと、グループホーム・ケアホームに対する地域住民の理解が進まないことなどが課題であると考えられます。

また、市町村における地域生活支援事業を推進するとともに、身近な地域で相談支援を受けることができる体制、そして障害の種別を問わずライフステージに応じた総合的・専門的な相談支援を1箇所で受けることができる体制が併せて必要です。

さらには、地域住民との相互理解への取り組みや、権利擁護のための施策の充実など、「ともに生きる」「ともに支えあう」地域づくりが重要です。

2. 数値目標（再掲）

施設入所者の地域生活への移行の数値目標

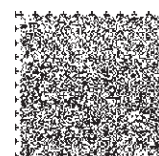
項目	数値
平成17年10月1日の全施設入所者数	1,407 人
上記のうち、平成23年度末における施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数	156 人

※ 平成21年10月1日までに地域移行した者の数 106人

入院中の退院可能精神障害者の数値目標

項目	数値
入院中の退院可能精神障害者数（平成14年度の患者調査に基づく厚生労働省推計値） （平成17年6月30日の県内精神科病院入院者数 2,540人）	600 人
上記のうち、平成23年度末までに退院をめざす者の数	545 人

※ 平成21年6月30日までに退院した者の数 152人



3. 達成に向けた取り組み

地域生活を支える障害福祉サービス等の充実と精神障害者への支援

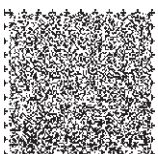
- 今後は、訪問系サービスの中でも重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援などをより一層充実させていく必要があります。
- グループホーム・ケアホームの開始に対する助成など、地域における居住の場の充実を図ります。また、グループホーム・ケアホームの体験利用制度による円滑な地域移行を推進します。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業を推進し、地域生活への移行に向けた支援を引き続き行います。
- これまで実施してきた精神障害者退院促進支援事業等を改め、全ての圏域で精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施し、精神障害者の地域移行・地域定着をすすめます。
- 保健所の専門職員がコーディネーター役となり地域移行推進員と連携し、精神障害者の地域移行支援を行います。
- 精神科病院入院者に関する実態調査を行い、地域移行後の社会復帰に関する課題やニーズの把握、効果的な支援のあり方等について検討します。

相談支援体制の整備

- 障害のある人のニーズや様々な障害特性に応じた相談支援体制の整備、地域生活を支えるネットワークの核となる地域自立支援協議会の設置・運営や地域の課題ごとに部会づくりを図るなど、相談支援の役割を担う市町村への助言・支援を進めます。
- 県自立支援協議会をより一層活発かつ機能的に運営するとともに、圏域マネージャーなどの活動を通して圏域単位の広域的・専門的な相談支援体制の整備を図ります。

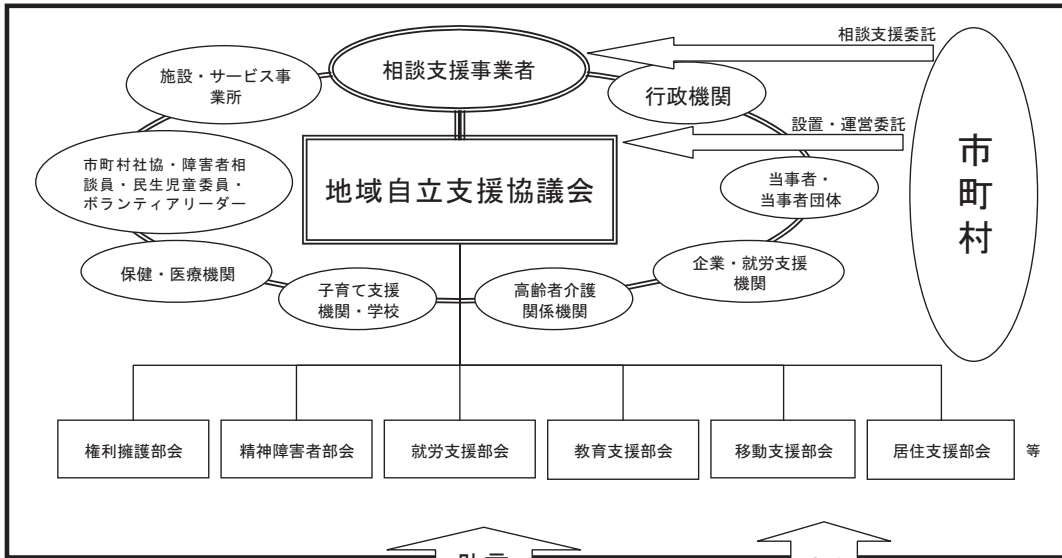
地域づくりの推進

- 支援を必要とする障害のある人の地域生活を支えるため、障害福祉サービス従事者等に適切な研修を行い、より一層優れた人材の育成を図るとともに、地域における交流活動の活性化や社会参加の場を一層増やすことにより、障害のある人と地域住民の相互理解や連帯感を深め、差別や偏見のない、ともに支えあう地域づくりを進め、地域移行の促進とその定着を促進します。

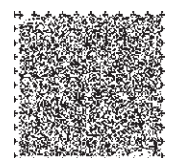
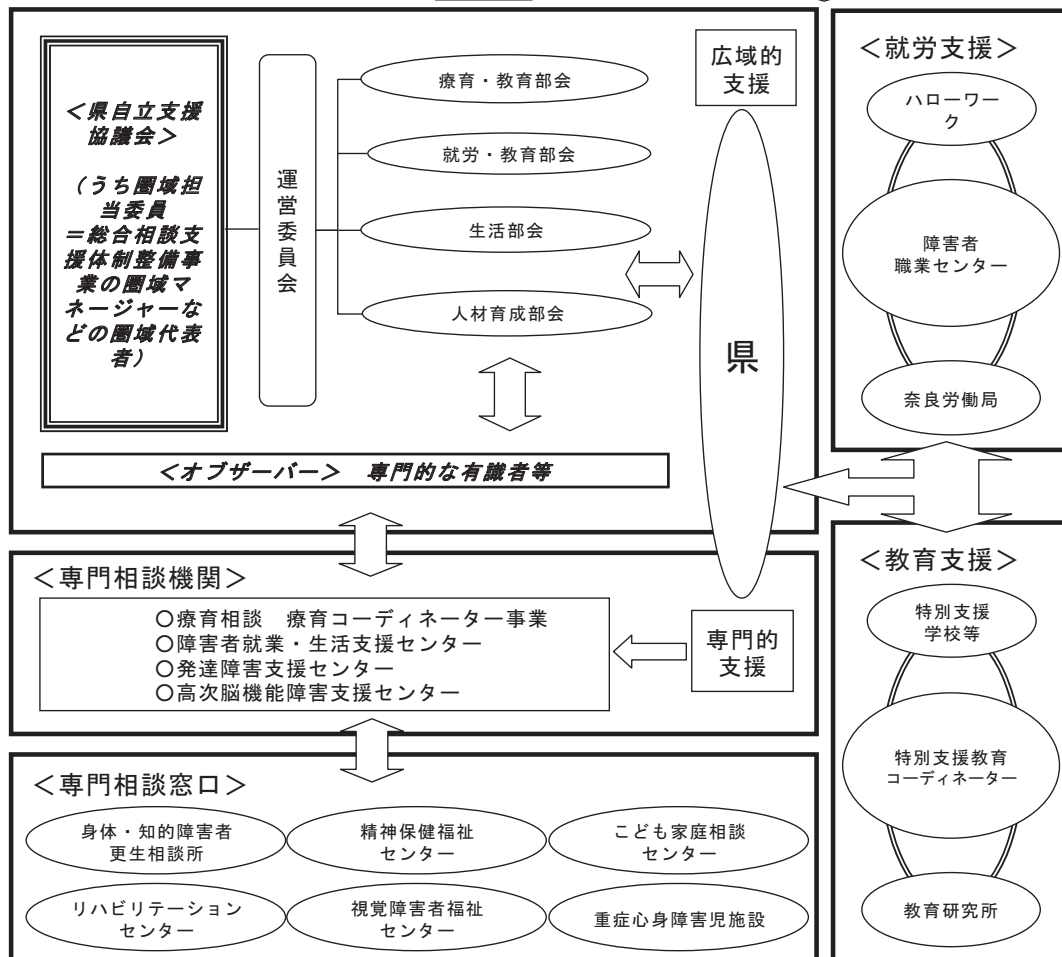


障害者自立支援法における相談支援体制のイメージ

市町村地域自立支援協議会



県自立支援協議会



II 就労への支援

○現状（平成 23 年度の数値目標に対する達成率）

- ・福祉施設から一般就労する者の数

目標 74 人、平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日までの 1 年間に一般就労した者 30 人、40.5%

平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日までの 1 年間に一般就労した者 14 人

- ・平成 18 年度の本県工賃実績 1 人あたり 月額 9,861 円

○課題

- ・一般雇用や雇用支援策に対する理解・普及が進まない
- ・障害者の就労に対する企業等への意識啓発が必要
- ・働く障害者の権利擁護等が不十分
- ・雇用関係機関、福祉関係機関及び教育機関等の連携が必要
- ・福祉的就労における工賃が低い

○取り組みが必要な事項

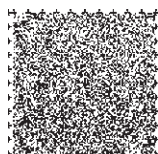
- ・関係機関との協力・連携体制の強化
- ・障害者雇用支援施策の充実
- ・就労支援機関の充実
- ・障害者雇用に関する理解の促進と各制度の周知
- ・奈良県庁障害者就労支援会議の設置
- ・安心して働くことのできる環境づくり
- ・福祉的就労の充実（工賃倍増計画への取り組み）

1. 現状と課題

障害者雇用促進法及び障害者自立支援法では、障害者雇用施策と障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ、福祉的就労から一般雇用への促進、就業・生活の両面にわたる一体的な支援の実施等を着実に展開していくことが求められています。

福祉的就労から一般雇用への移行を促進していくためには、福祉施設等に一般雇用や雇用支援策に関する十分な理解と就労支援の取り組みを進めていただくとともに、福祉施設等を利用している障害のある人やその家族に対しても、一般雇用や雇用支援策についてよく理解していただく必要があります。

また、一人ひとりの障害のある人に対する就職や職場定着の支援に関しては、よりきめ細かな支援が必要とされており、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等により、今後さらにその必要性は増加することが見込まれます。



このため就労関係機関と福祉施設等の緊密な連携によって効果的な個別支援を行っていくには、支援の各段階に応じて、関係機関・施設等の間において、障害のある人一人ひとりに対する支援を着実につないでいくことが重要です。

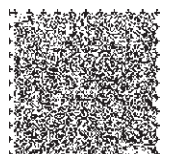
あわせて福祉施設で働く障害のある人たちの自立した地域生活を支援するため、福祉的就労における工賃向上への積極的な取り組みが必要です。

2. 数値目標（再掲）

福祉施設から一般就労への移行の数値目標

項 目	数 値
平成 23 年度において福祉施設から一般就労する者の数	74 人
平成 23 年度までに現在の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数	554 人
平成 23 年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する件数	74 件
平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練事業の受講者数	22 人
平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数	37 人
平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数	37 人
平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	74 人
平成 23 年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数 (平成 21 年度実績 4 か所)	5 か所

※ 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日の 1 年間に
一般就労した者の数 30 人



3. 達成に向けた取り組み

県では目標の達成に向けて、以下の事項に取り組めます。

取り組み事項に関する詳細については、第3部第1編「基本編」のⅡ「障害のある人の社会参加と就労の促進」に記載のとおりです。

1. 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり
2. 障害者雇用モデルの確立
3. 公的機関による障害者応援システムづくり
4. 障害のある人の所得の確保

○一般の企業等で就労することが困難な障害のある人が、自立した地域生活をしていくためには、障害年金等の所得保障の充実とともに、福祉的就労における工賃の向上が重要です。そのため、県では、平成20年3月「奈良県障害者工賃倍増5ヶ年計画」を策定し、授産施設、就労継続事業B型等で働く障害のある人の工賃の向上を目指すこととしました。

<工賃倍増5ヶ年計画の概要>

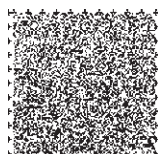
1 趣旨

本計画は、地域で普通の人として、暮らしたい・暮らしてもらいたい・応援したいと願う支援の原理原則論に基づき、平成23年度を目途に工賃水準の向上を図り、障害のある人の自立した地域生活の実現を目指すものです。

2 計画対象事業所

- (1) 指定就労継続支援B型事業所
- (2) 指定旧法施設支援のうち身体障害者授産施設（入所・通所）
- (3) 指定旧法施設支援のうち知的障害者授産施設（入所・通所）
- (4) 小規模通所授産施設
- (5) 意欲を持って生産活動に取り組む指定生活介護事業所
- (6) 指定障害福祉サービス事業への移行を予定し、意欲を持って生産活動に取り組む小規模作業所や地域活動支援センター
- (7) 最低賃金法の適用を受けている指定就労継続支援A型事業所

※（1）～（4）については必須であり、（5）～（7）については積極的な取り組みに期待します。



3 本県における工賃の現状と課題

平成18年度の工賃実績

1人あたり 月額 9,861円

上記のとおり、本県の月平均工賃は、1万円を割り込んでいます。

その理由は、少人数・小規模で生産力が弱く、また、専門的知識が乏しく、技術も安定しないため、高い価値を付加することが難しく、また、現状の授産施設における福祉サービスの提供と効率的な生産活動や積極的な販路拡大への取り組みを並立させることの難しさにあります。

このため、本県としては、事業所を運営する法人や職員の意識を改革し、福祉分野のみならず、経済団体など、さまざまな分野を巻き込んだ取り組みに発展させていくことが必要と考えています。

4 目標設定

平成23年度の目標工賃

1人あたり 月額 25,000円

5 具体的な方策

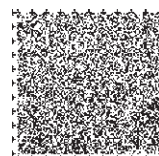
- (1) 事業所に対する助言等
- (2) 事業所経営者や従業員の意識改革
- (3) 企業等からの発注の推進
- (4) 協力企業に対する顕彰
- (5) 事業所における工賃倍増計画の作成支援
- (6) 官公需の発注等の配慮 等

6 県・事業所等の役割分担

本計画の目標達成に向けては、事業所の強い意識や主体的な取り組みが必須条件となりますが、事業所は利用者に労働を押し付けるのではなく、利用者の自主性を重んじ、パフォーマンスの向上に努めなければなりません。

県としては、制度啓発はもとより、事業所経営者や従業員等に対する意識改革を行うとともに、障害者、事業所、県・市町村が一体となって計画が実現できるよう取り組み、目標達成を目指します。

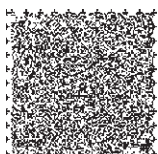
○工賃倍増5ヶ年計画を着実に進めていくため、新たな事業への取り組みや既存の事業の拡充のために必要な設備投資に係る費用への助成、就労支援事業所に対する「就労収入向上支援チーム」の派遣や意識改革への取り組みなど NPO 法人奈良県社会就労事業振興センター及び新設する社団法人との連携を図りながら実施します。



3. 障害福祉サービス等の確保

1 障害者自立支援法のサービス体系

		給付等体系	
訪問系サービス			居宅介護（ホームヘルプ）
			重度訪問介護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
日中活動系サービス			生活介護
			自立訓練（機能訓練）
			自立訓練（生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型）
			就労継続支援（B型）
			療養介護
			児童デイサービス
			短期入所（ショートステイ）
居住系サービス			共同生活援助（グループホーム）
			共同生活介護（ケアホーム）
			施設入所支援
県が行う地域生活支援事業	専門性の高い 相談支援事業		発達障害支援センター
			高次脳機能障害支援センター
			障害者就業・生活支援センター
			療育相談 療育コーディネーター事業
	広域的な 支援事業		総合相談支援体制整備事業
			自立支援協議会運営事業
			精神障害者退院促進支援事業



II サービス見込量及び確保のための方策

1. 訪問系サービス

- 現状（平成 23 年度の数値目標に対する達成率）
 - ・県全体では 20 年度の進捗が約 8 割であるが、圏域別にみると遅れている圏域がある
- 課題
 - ・小規模の町村では、事業者の参入が少ない
- 取り組みが必要な事項
 - ・事業者の新規参入を促進する
 - ・研修等による人材の育成・確保による事業拡大や事業者の新規参入を促進する

① サービス見込量

【県全体】

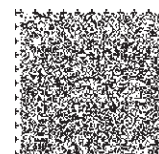
サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間分	42,563	46,185	49,689	53,527

【奈良圏域】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間分	16,429	17,694	18,314	18,936

【西和圏域】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間分	7,800	9,508	10,847	12,417



【中和圏域】

サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間分	10,172	10,914	11,561	12,210

【東和圏域】

サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間分	6,782	6,622	7,373	8,154

【南和圏域】

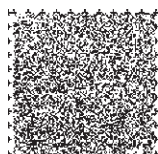
サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間分	1,380	1,447	1,594	1,810

「時間分」＝「月間の総利用時間数」

数値は、各市町村における居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の見込量を合計したもの

② 確保のための方策

- どの地域においても、訪問系サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう引き続き基盤整備を促進します。
- 介護サービス事業所に従事するホームヘルパーなどに対し、障害者と障害の特性を理解し技術の向上を図るための研修を行うことにより、訪問系サービスへの事業拡大や参入意向を促進します。
- 重度訪問介護従事者及び行動援護従事者に関する養成研修の実施により、適切な人材の育成・確保に努め、重度訪問介護、行動援護、及び重度障害者等包括支援など、重度重複障害のある人をはじめ、支援を必要とする障害のある人の地域生活を支援するサービスへの事業拡大や参入意向を促進します。



2. 日中活動系サービス

- 現状（平成 23 年度の数値目標に対する進捗）
 - ・生活介護、就労継続支援（A）型及び児童デイサービスが 5 割を上回る
 - ・自立訓練（機能訓練）、療養介護が 5 割を大きく下回る
- 課題
 - ・サービスの種別ごと圏域ごとに事業所の地域偏在が見受けられる
 - ・旧体系施設からの移行が遅れている
- 取り組みが必要な事項
 - ・日中活動の場の基盤整備
 - ・新体系事業への円滑な移行の促進及び安定的な事業運営を維持するための支援
 - ・研修などによる人材の養成・確保

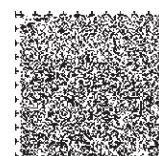
① サービス見込量

【県全体】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
生活介護	人日分	19,677	26,272	31,805	38,313
自立訓練（機能訓練）	人日分	102	459	669	995
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,603	2,690	3,231	3,929
就労移行支援	人日分	2,084	2,718	3,855	4,939
就労継続支援（A 型）	人日分	2,091	1,989	2,813	3,804
就労継続支援（B 型）	人日分	7,553	10,464	13,913	17,135
療養介護	人分	21	26	39	60
児童デイサービス	人日分	3,325	3,661	4,080	4,644
短期入所	人日分	1,976	2,201	2,466	2,800

【奈良圏域】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
生活介護	人日分	6,134	8,039	10,069	12,100
自立訓練（機能訓練）	人日分	6	38	50	100
自立訓練（生活訓練）	人日分	459	614	923	1,232
就労移行支援	人日分	419	812	1,219	1,628
就労継続支援（A 型）	人日分	338	327	770	1,210
就労継続支援（B 型）	人日分	734	1,018	2,643	3,608
療養介護	人分	8	7	15	20
児童デイサービス	人日分	126	320	320	400
短期入所	人日分	567	588	629	671



【西和圏域】

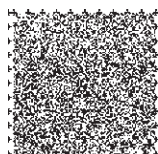
サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	5,319	7,885	9,055	11,041
自立訓練（機能訓練）	人日分	19	171	323	420
自立訓練（生活訓練）	人日分	293	400	456	597
就労移行支援	人日分	575	544	637	759
就労継続支援（A型）	人日分	311	281	395	631
就労継続支援（B型）	人日分	2,102	2,254	2,573	2,893
療養介護	人分	3	7	9	11
児童デイサービス	人日分	1,419	1,633	1,838	2,081
短期入所	人日分	413	433	482	540

【中和圏域】

サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	3,305	4,905	5,841	6,997
自立訓練（機能訓練）	人日分	69	85	110	175
自立訓練（生活訓練）	人日分	294	587	656	754
就労移行支援	人日分	676	825	1,064	1,297
就労継続支援（A型）	人日分	326	373	555	718
就労継続支援（B型）	人日分	2,519	4,570	5,606	6,901
療養介護	人分	4	7	9	20
児童デイサービス	人日分	1,248	1,261	1,391	1,525
短期入所	人日分	428	533	597	678

【東和圏域】

サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	3,442	3,546	4,625	5,249
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	145	166	260
自立訓練（生活訓練）	人日分	284	470	545	640
就労移行支援	人日分	149	242	616	848
就労継続支援（A型）	人日分	782	679	749	859
就労継続支援（B型）	人日分	1,234	1,695	2,008	2,487
療養介護	人分	5	4	5	5
児童デイサービス	人日分	500	429	512	619
短期入所	人日分	429	452	545	654



【南和圏域】

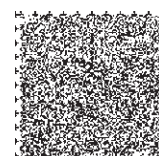
サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日分	1,477	1,897	2,215	2,926
自立訓練（機能訓練）	人日分	8	20	20	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	273	619	651	706
就労移行支援	人日分	265	295	319	407
就労継続支援（A型）	人日分	334	329	344	386
就労継続支援（B型）	人日分	964	927	1,083	1,246
療養介護	人分	1	1	1	4
児童デイサービス	人日分	32	18	19	19
短期入所	人日分	139	195	213	257

「人日分」＝「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

「人分」＝「月間の利用人数」、各サービス毎の数値は、各市町村における見込量を合計したもの

② 確保のための方策

- 日中活動系サービスを必要とする人が適切にサービスを受けることができるよう、引き続き日中活動の場の基盤整備を促進します。
- 新体系事業への移行を円滑に進めるため、安定的な事業運営を維持するための支援、移行のための施設改修費等への助成や新事業の経営に必要な情報、研修の機会の提供及び県内外の成功事例の紹介等を積極的に行います。
- サービス管理責任者研修などの実施により、適切な人材の養成・確保に努めます。
- 小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくりや事業内容の充実等を図り、小規模作業所等の新体系サービスへの円滑な移行を支援します。



3. 居住系サービス

○現状（平成 23 年度の数値目標に対する進捗状況）

- ・ 共同生活援助及び共同生活介護は、県全体において約 5 割の進捗であるが、圏域によって進捗に差がある
- ・ 施設入所支援は、県全体で約 3 割程度の進捗であり、各圏域とも進捗は 5 割を下回っている

○課題

- ・ 共同生活援助及び共同生活介護地域生活を支える訪問系サービスの充実
- ・ 共同生活援助及び共同生活介護に対する地域住民の理解
- ・ 旧体系施設から新体系への移行の遅れ

○取り組みが必要な事項

- ・ 共同生活援助及び共同生活介護の開始に対する助成等
- ・ 地域の人々に対する障害者への意識啓発による環境づくり
- ・ サービス管理責任者研修などによる、適切な人材の養成・確保

① サービス見込量

【県全体】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	318	340	479	593
施設入所支援	人分	402	654	907	1,236

【奈良圏域】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	95	97	200	253
施設入所支援	人分	111	152	217	273

【西和圏域】

サービス	単位	20 年度 (実績)	21 年度	22 年度	23 年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	78	77	83	93
施設入所支援	人分	80	205	254	322

【中和圏域】

サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	74	84	96	115
施設入所支援	人分	83	134	188	252

【東和圏域】

サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	44	52	65	84
施設入所支援	人分	68	85	151	238

【南和圏域】

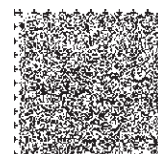
サービス	単位	20年度 (実績)	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人分	27	30	35	48
施設入所支援	人分	60	78	97	151

「人分」＝「月間の利用人数」

各サービス毎の数値は、各市町村における共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援の見込量を合計したもの。旧法施設支援（入所）は含まない

② 確保のための方策

- 地域生活への移行などにより、居住系サービスを必要とする人が適切にサービスを受けることができるよう、引き続き居住の場の基盤整備を促進します。
- グループホーム・ケアホームの開始に対する助成、ケアホームのバリアフリー化等改修費用への助成を行います。
- 「地域づくり事業」等を通じて、地域の人々に対する障害のある人への理解や意識啓発を促し、これによってグループホーム・ケアホームの設置が地域において受け入れられやすい環境づくりを進めます。
- 地域移行を目指す障害のある人にとって、グループホーム・ケアホームが利用しやすいものとなるよう、体験事業等の施策を推進します。
- 住宅への入居に当たっては、物件情報の収集・周知、障害のある人に配慮した公営住宅の整備などの支援に努めます。



- サービス管理責任者研修などの実施により、適切な人材の養成・確保に努めます。
- 施設入所支援を必要とする人が夜間や休日に快適な生活ができるよう、生活の場の確保を図ります。
- 施設入所支援に関する適切な人材の養成・確保に努めます。

4. 地域生活支援事業

- 現状（平成23年度の数値目標に対する進捗）
 - ・相談支援におけるサービス利用計画作成費の対象人数が全県的に低い状況にある
- 課題
 - ・地域自立支援協議会が未設置の市町村
 - ・相談支援事業所への委託等、相談支援体制のさらなる充実が求められる
- 取り組みが必要な事項
 - ・県全体及び圏域の相談支援体制の整備充実を推進
 - ・圏域マネージャー等の活動を通して、市町村の相談支援体制の整備を支援
 - ・研修の実施による人材の養成・確保

① 相談支援事業の見込量

【県全体】

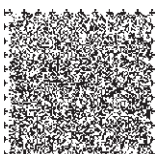
サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援	人分	441	523	607

【奈良圏域】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援	人分	51	82	115

【西和圏域】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援	人分	60	67	77



【中和圏域】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援	人分	135	155	179

【東和圏域】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援	人分	56	73	85

【南和圏域】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
相談支援	人分	139	146	151

「人分」＝「月間の利用人数」

数値は、各市町村における見込量を合計したもの

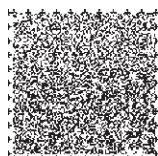
県が実施する地域生活支援事業の見込量

事業名	19年度 (実績)		20年度 (見込み)		21年度		22年度		23年度	
	実施 箇所数	利用 者数	実施 箇所数	利用 者数	実施 箇所数	利用 者数	実施 箇所数	利用 者数	実施 箇所数	利用 者数
(1) 専門性の高い相談支援事業										
① 発達障害支援センター	1	1,976	1	2,100	1	2,226	1	2,360	1	2,502
② 高次脳機能障害支援センター	-	-	1	88	1	180	1	184	1	188
③ 障害者就業・生活支援センター	2	338	3	635	4	728	4	743	5	819
④ 療育相談療育コーディネーター事業	3	/	4	/	4	/	4	/	5	/
(2) 広域的な支援事業										
① 総合相談支援体制整備事業	4	/	4	/	4	/	4	/	4	/
② 自立支援協議会運営事業	1	/	1	/	1	/	1	/	1	/
③ 精神障害者退院促進支援事業	1	7	2	30	5	50	5	70	5	100

発達障害支援センター運営事業は月間の利用見込者数、その他は年間利用見込者数

② 確保のための方策

- 発達障害支援センター、高次脳機能障害支援センター、障害者就業・生活支援センター、療育相談、療育コーディネーター事業など専門性の高い相談支援事業、及び総合相談支援体制整備事業や精神障害者退院促進支援事業など広域的な相談支援事業を効果的に実施するため、県自立支援協議会における検討を進め、県全体及び圏域の相談支援体制の整備を推進します。
- 圏域マネージャー等の活動を通して、市町村が実施する相談支援事業や地域自立支援協議会等による地域の課題の検討など、相談支援体制の整備に向けた支援を行います。
- 特に、重度重複障害や強度行動障害のある人などに対する支援は、在宅サービスや在宅医療の充実を図るとともに、福祉、保健、医療及び教育等の関係機関との連携が不可欠であり、支援のネットワークづくりへの働きかけを進めます。
- 相談支援従事者研修（初任者・現任）や圏域における研修の実施により、適切な人材の養成・確保に努めます。
- 各市町村において、コミュニケーション支援や移動支援事業などの地域生活支援事業が適切に実施されるよう、情報提供や情報交換のための支援を行います。



4. 人材育成

地域生活移行や就労移行を支援し、障害福祉サービス等の基盤整備を図るため、障害のある人を支える福祉人材の育成に重点的に取り組みます。

福祉・介護サービス従事者の人材確保が厳しい現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供していく必要があります。このため、人材の確保、定着及び資質の向上に取り組み、障害のある人が主体的に生活することをサポートする優れた人材を質、量ともに拡充するなど、適切な研修の実施を図ります。

求められている支援者像は、障害のある人の権利擁護やエンパワメントを支援する人であり、重度重複障害や強度行動障害をはじめ様々な障害特性を理解し援助技術を実践する人であり、地域住民に対して障害のある人との交流活動等への参加を呼びかけて、地域のネットワークの中心的な役割を果たす人であると考えます。それぞれの現場で信頼される人材の育成を進めるとともに、障害のある人と支援者とが相互に信頼関係を築きながら、いきいきとした暮らしが営まれる地域づくりをめざします。

I 障害者ケアマネジメントによる相談支援に関する人材育成

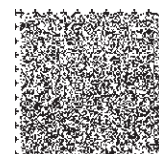
1. 相談支援従事者研修（初任者・現任）

初任者研修により、障害者ケアマネジメントの手法など相談支援専門員として必要な知識、技能の修得を促進します。

また、現任研修により、相談支援専門員として必要な知識、技能のスキルアップを図ります。

相談支援従事者研修

区分	目的	内容	対象者
相談支援従事者 初任者研修 (障害者ケアマネジメント従事者研修)	障害者ケアマネジメントに基づき、新たに相談支援事業に従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の概要 ・障害者ケアマネジメントの手法 ・障害者の地域生活支援 ・アセスメント、ケア計画等の演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務に従事しようとする者
相談支援従事者 現任研修 (障害者ケアマネジメント指導者研修)	障害者ケアマネジメントに基づき、現に相談支援事業に従事する者へのフォローアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の基本的理解 ・障害者ケアマネジメントの実践演習 ・チームアプローチ ・スーパーバイズ、自己検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者



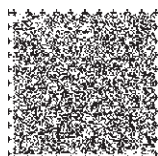
相談支援従事者研修の実施状況

(単位：人)

区 分	相談支援従事者初任者研修 (障害者ケアマネジメント従事者研修)		相談支援従事者現任研修 (障害者ケアマネジメント指導者研修)	
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数
12年度	79	73		
13年度	84	73		
14年度	77	72		
15年度	141	128	34	33
16年度	113	103	20	20
17年度	133	124	27	27
18年度	184	170	44	39
19年度	254	250	32	28
20年度	176	173	36	32
21年度	170	169	34	32
合 計	1,411	1,335	227	211

2. サービス管理責任者研修

サービス管理責任者研修により、サービス利用者の把握、個別支援計画の作成、定期的な評価など、サービス管理責任者として必要な知識、技能の修得を促進します。



サービス管理責任者研修

区 分	目 的	内 容	対 象 者
サービス管理 責任者研修	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを実施する事業者の指定に係る人員配置基準において規定された、サービス管理責任者として従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者の役割 ・ アセスメント及びモニタリングの手法 ・ サービス提供プロセスの管理に関する演習 <p style="text-align: center;">(分野別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護 ・ 地域生活 (身体) ・ 地域生活 (知的・精神) ・ 就労 ・ 児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者に従事しようとする者 (療養介護、生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓練 (生活訓練)、共同生活援助、共同生活介護、就労移行支援、就労継続支援、児童デイ)

障害サービス管理責任者研修の実施状況

(単位：人)

区分	分野別									
	介護		地域生活 (身体)		地域生活 (知的・精神)		就労		児童	
	受講 者数	修了 者数	受講 者数	修了 者数	受講 者数	修了 者数	受講 者数	修了 者数	受講 者数	修了 者数
18年度	35	35	3	3	33	33	46	46	13	13
19年度	59	59	3	3	39	39	55	55	15	15
20年度	53	53	0	0	48	48	49	49	23	23
21年度	48	48	1	1	28	28	41	41	14	14
合 計	195	195	7	7	148	148	191	191	65	65

3. 圏域における研修

圏域マネージャーなどが中心となり、相談支援専門員等に対して、それぞれの圏域における社会資源の活用やネットワークの構築など、相談支援の充実をめざした実践型の研修などを実施し、圏域の人材育成に取り組みます。

II 障害程度区分認定に関する人材育成

1. 障害程度区分認定調査員研修

障害程度区分認定調査員研修により、調査員として必要な知識、技能の修得及びそのスキルアップを図ります。

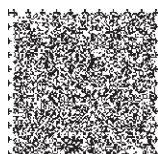
障害程度区分認定調査員研修

目的	内容	対象者
公平、公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査に関する基本的な考え方 ・支給決定手続きの流れ ・認定基準、一次判定、二次判定の考え方 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員 ・指定相談支援事業所の職員等

障害程度区分認定調査員研修の実施状況

(単位：人)

年度	研修年月日	認定調査員委嘱 (予定)者	市町村職員	計	
17	H18. 1. 26	5	103	108	203
	H18. 1. 27	6	89	95	
18	H18. 4. 28	83	54	137	194
	H18. 8. 21	22	35	57	
19	H19. 6. 22	32	53	85	
20	H20. 6. 23	32	41	73	
21	H21. 6. 26	34	39	73	
合計		180	375	555	



2. 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員研修により、委員として必要な知識、技能の修得及びそのスキルアップを図ります。

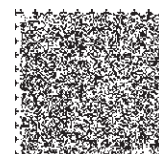
市町村審査会委員研修

目的	内容	対象者
公平、公正かつ適切な審査判定を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査判定に関する基本的な考え方 ・支給決定手続きの流れ ・認定基準、一次判定、二次判定の考え方 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村審査会委員に委嘱された者、委嘱が予定される者（障害者施設・団体関係者、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、理学療法士、作業療法士 等）

市町村審査会委員研修の実施状況

(単位：人)

年度	研修年月日	審査会委員委嘱 (予定)者	市町村等事務局	計	
17	H18. 3. 2	43	54	97	97
18	H18. 5. 18	50	22	72	135
	H18. 8. 21	47	16	63	
19	H19. 5. 23	70	19	89	
20	H20. 7. 17	54	11	65	
21	H21. 8. 5	50	8	58	
合 計		314	130	444	



3. 主治医研修

主治医を対象に、医師意見書の重要性及び記載方法等の研修を実施します。

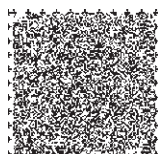
主治医研修

目的	内容	対象者
市町村審査会において判定の重要な資料である医師意見書の記載が適切に行われるよう、医師意見書の記載方法等について研修を行い、適切な審査の実施を図る。	<ul style="list-style-type: none">・主治医の役割・支給決定のしくみ・市町村審査会における審査判定の方法・医師意見書の具体的な記載方法・事例検討	<ul style="list-style-type: none">・医師意見書を記載する医師

主治医研修の実施状況

(単位：人)

年度	研修年月日	医師	市町村等事務局	計
17	H18. 1. 21	145	26	171
18	H19. 2. 1	211	20	231
19	H20. 1. 27	213	17	230
20	H21. 1. 31	171	18	189
21	H22. 3. 11	159	7	166
合計		899	88	987



III 訪問系サービスに関する人材育成

(1) 重度訪問介護従事者養成研修

重度訪問介護従事者養成研修により、重度訪問介護事業の従事者として必要な知識、技能の修得を促進します。

(2) 行動援護従事者養成研修

行動援護従事者養成研修により、行動援護事業の従事者として必要な知識、技能の修得を促進します。

IV コミュニケーション手段に関する人材育成

聴覚や視覚に障害のある人への日常生活や社会参加の促進を図るため、手話通訳者、点訳・音訳奉仕者、盲ろう通訳介助員の養成を行い、コミュニケーション手段の確保を図ります。

【手話通訳者数】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
92名	97名	107名	112名	117名	122名

【点訳・音訳奉仕者数】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
320名	318名	321名	326名	331名	351名

【盲ろう通訳介助員数】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
28名	32名	37名	42名	47名	52名

